

静岡県告示第698号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年12月5日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名  | 供用開始の区間  | 供用開始の期日   |
|------|--|-----------|
| 362号 | 榛原郡川根本町下長尾字原山1538番の48から<br>榛原郡川根本町下長尾字原山1538番の46まで | 令和5年12月5日 |

=====

静岡県告示第699号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年12月5日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名  | 供用開始の区間  | 供用開始の期日   |
|------|--|-----------|
| 473号 | 榛原郡川根本町下長尾字原山1538番の48から<br>榛原郡川根本町下長尾字原山1538番の46まで | 令和5年12月5日 |